

船舶事故等調査報告書

平成25年4月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012横第174号
事故等種類	火災
発生日時	平成24年10月2日 15時00分ごろ
発生場所	京浜港東京第3区のお台場ライナーふ頭B岸壁 東京都江東区所在の東京木材投下泊地防波堤西灯台から真方位276° 1.7海里付近 (概位 北緯35° 37.2' 東経139° 47.0')
事故等調査の経過	平成24年10月3日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 FŪ YŪ (カンボジア王国籍)、1,845トン
船舶番号、船舶所有者等	8520551 (IMO番号)、PEACE OCEAN SHIPPING LIMITED
乗組員等に関する情報	船長、船長免状（中華人民共和国発給）
死傷者等	なし
損傷	なし
事故等の経過	本船は、船長ほか9人が乗り組み、京浜港東京第3区のお台場ライナーふ頭B岸壁においてスクラップ貨物の積み込み作業中、平成24年10月2日15時00分ごろ貨物倉の船首側に積み込まれたスクラップ貨物から立ち上がっている煙を甲板手及び陸上作業員が発見した。 本船は、乗組員が消火ホースを使用して消火活動を行い、また、陸上作業員は、準備してあった消火ホースを使用して消火活動を行うとともに、消防署に通報し、16時09分ごろ鎮火が確認された。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏
その他の事項	積み込まれたスクラップ貨物は、中国に向けて輸出される混合スクラップ (Mixed Metal Scrap) であり、金属類を主とするスクラップであった。 スクラップ貨物は、トラックで江東区中央防波堤のスクラップ貨物置き場に仮置きされ、発火及び引火する可能性のあるスクラップを選別して取り除いたのち、岸壁までトラックで運搬されて岸壁上の油圧ショベルで本船貨物倉に積み込まれていた。 本船は、お台場ライナーふ頭B岸壁において、スクラップ貨物を1,400t積載する予定であり、貨物倉の船首側から積み込みを開始し、本事故当時、約200～300t積み込んだ状況であった。 スクラップ貨物には、電気機器類、空調機、湯沸かし器等の種々のスクラップが含まれており、発火元は確認されなかった。

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>なし なし なし</p> <p>本船は、京浜港東京第3区のお台場ライナーふ頭B岸壁において、スクラップ貨物の積込み作業中、貨物倉に積み込まれたスクラップ貨物から出火したものと考えられる。</p> <p>本船は、スクラップ貨物を積み込んだ際、スクラップ貨物中の金属の摩擦等により火花が発生したことから、何らかの可燃物に引火した可能性があると考えられるが、発火源を明らかにすることはできなかった。</p> <p>貨物倉に積み込まれたスクラップ貨物から煙が立ち上がっていたことから、発火及び引火する可能性のあるスクラップが取り除かれていなかった可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、京浜港東京第3区のお台場ライナーふ頭B岸壁において、スクラップ貨物の積込み作業中、スクラップ貨物中の金属の摩擦等により火花が発生したため、何らかの可燃物に引火し、出火したことにより発生した可能性があると考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>荷役会社は、本事故前から既に対策を行っていたが、再度、次の再発防止策を徹底した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヤード内への引火性及び可燃性物質の持ち込みを防ぐため、持ち込み会社へ引火の虞のある物質の持ち込みをしないよう、文書で要請を行うこと。 ・ヤード内への引火性及び可燃性物質の搬入を防ぐため、これらの物質を受け取らないよう、トラックの運転手へ文書で明示すること。 ・ヤード内への引火性及び可燃性物質の混入を防ぐため、ヤード内での選別を徹底して行うよう、具体的な物を明確にし、その作業方法を確認すること。 ・荷主も本船荷役に立ち会い、貨物状況を確認すること。 ・初期消火強化のため、放水用タンク及びホースの点検を徹底すること。